

「主要国による牛海綿状脳症のステータス評価手法に関する情報収集と現状調査」(概要)について

1. 調査目的

牛海綿状脳症(BSE)は、英国において1986年に初めて報告されて以来、1992-1993年において年間3万数千頭の発生ピークを示した後、世界各国(23カ国)で発生が見られている。我が国でも2001年以後毎年数頭ずつ発生が報告され、食肉の安全性の見地から引き続き大きな問題となっている。

食品安全委員会では、リスク管理機関からの諮問を受け、米国産、カナダ産牛肉のリスク評価を行ったところであるが、BSEに関するステータス評価(BSEの発生可能性を含む現状の評価)については、国際獣疫事務局(OIE)が評価にあたって考慮すべきリスク要因を定めているほか、EUが自らステータス評価手法を開発し適用しているところである。

本調査は、主要国の政府や研究機関で行われているBSEのステータス評価に関する文献を収集・整理し、各国におけるBSEのステータス評価手法を調査・比較検討することにより、今後のBSEのリスク評価に資することを目的として実施した。

2. 調査概要

BSEステータス評価に関して、以下のとおり調査を行った。

国際的基準となるOIEの陸生動物衛生規約(OIEコード)のBSE関連条項における評価手法及び欧州連合(EU)の「地理的BSEリスク(EU・GBR)」における評価手法を調査し、両者を比較検討した。

OIEコード及びEU・GBRで示された評価項目をよりどこに定性的にBSEの感染状態を考察している南米、スイス、韓国における評価手法を調査した。OIEのステータス評価基準に基づきながら、独自の定量的リスク評価を進めたカナダの評価手法及び他国についても半定量的な評価を試みた日本の評価手法について調査した。

OIEにおける評価手法とEUにおける評価手法の比較については、別添のとおりである。

3. 調査委託先

社団法人 畜産技術協会

4. 調査期間

平成17年10月26日から平成18年3月31日

OIEコードとEU・GBRとの比較(調査報告書より抜粋)

1. OIEコードについて

BSE に関して 清浄 または 暫定清浄 であるかに関する評価は、専門家グループがその作業を行い、専門家グループでの評価結果を OIE 動物疾病科学委員会に勧告し、国際委員会(総会)の決議により、BSE 清浄国 及び 暫定清浄国 のリストを採択する仕組みとなっている。

OIE での評価は完全に任意的なものであり、書類審査、専門家会議の招集そのほかのことに要する費用(最高 9,000 1-0)は、申請国が支払うこととされている。

BSE ステータスは、OIE コードの BSE 章の Article 2.3.13.2 に示されている条件(リスク評価、関係者の BSE 認識強化、疑いのある牛の届け出制度、附章 Appendix 3.8.4 に示されたサーベイランスのガイドラインを考慮したサーベイランスとモニタリング、認定機関での BSE 検査実施)によってのみ決定されるべきであるとされている。

現在の OIE におけるステータス分類

- a 「無視できるリスク国」
- b 「管理されたリスク国」
- c 「不明国」

2005 年総会で採択。ただし、2006 年総会までは、以前のステータス(清浄国 暫定清浄国 最小リスク国 中リスク国 高リスク国)に分類することとされている。

2. EU・GBRについて

EU における BSE ステータス評価は、EU 加盟国における家畜衛生もしくは公衆衛生上の関心のもと、家畜もしくは畜産由来製品の貿易に伴う加盟国への BSE 病原体の侵入を防ぐために、貿易相手国の BSE 浸潤状況を評価するものである。

GBR 評価は、評価対象国が評価されることを求めてはじめて評価がスタートする。EU 加盟国に対して牛肉製品を輸出したいと考える国は、GBR 評価を受ける必要がある。

GBR は、ある時点の対象国のリスクステータス(BSE が存在する可能性とその程度)を評価する方法であり、サーベイランスに基づいてリスク管理措置の有効性を定量的に評価するシステムではない。

BSE ステータスは、GBR 評価、関係者の教育プログラム、疑いのある牛の報告義務及び検査義務、継続的なサーベイランスとモニタリング、認定機関での BSE 検査実施の 5 つの基準によって決定されなければならないとされている。

EU・GBR 評価におけるレベル分け

「地理的な地域又は国において BSE 因子の感染によって臨床症状を伴う又は前臨床段階にある牛の 1 頭若しくはそれ以上の存在性」を以下の 4 つのレベルに分け評価をしている。

- レベル : 存在の可能性がほとんどない。
- レベル : 存在しないようであるが、可能性も否定できない。
- レベル : 存在するようであるが、確認されていないか、あるいは確認が極めて少ない。
- レベル : 高いレベルで確認されている。

EU におけるステータス分類

現行規則におけるステータス分類は 5 分類となっているが、現時点では、これに基づく各国の BSE ステータスの決定は行われていない。現在、ステータス分類を OIE の分類に沿ったものとする規則修正案が審議されており、欧州理事会で承認されれば 2006 年夏にも施行されるものと予想される。

OIE及びEUのBSEステータス評価要素と特徴

		OIEコード	EU・GBR
評価の要素	牛母集団の構造	○	リスク要因1
	汚染された牛および肉骨粉などの輸入	○	リスク要因2
	飼料生産・給餌・国内での肉骨粉(MBM)生産・交差汚染	○	リスク要因3
	反芻動物由来肉骨粉の禁止状況	○	リスク要因4
	特定危険部位(SRM)の禁止	○	リスク要因5
	サーベイランス/モニタリングの結果	○	リスク要因6
	レンドリング	○	リスク要因7
	BSE牛を検知し排除するための措置	○	リスク要因8
	淘汰に関する情報	○	リスク要因8
	獣医行政当局の評価	○	
特徴	対象としている国・地域	世界共通	加盟国および希望する国
	評価手法	定性的	定性的
	特徴点	<p>・国境を越えて移動する畜産食品のヒトへの危害に関するリスク分析(ハザード同定・リスク評価・リスクマネジメント)の原則を踏まえ、BSEリスク評価についてOIE加盟国に共通に適用しうる指針となっている。</p> <p>・陸生動物衛生規約という幅広い国際規約の一部である。</p>	<p>・GBRはEUによるBSEステータス評価の一部であって、全体ではない。</p> <p>・評価は定性的であり、未発生国において最初の症例が発見される可能性を評価する能力が高い。</p> <p>・リスク要因6(サーベイランス)は、評価結果が境界線上にある場合にのみ考慮されている。</p> <p>・リスク要因1(牛群構成)と8(淘汰)については、評価には影響を与えていない。</p>

注1) OIEの評価項目は、OIE規約のリスク分析の一般原則(Section1.3)及びBSEリスクの章(Chapter2.313)に示されている項目である。

注2) 空白は評価要素として言及がないか取り扱いが不明であることを示す。